

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		自己情報の利用停止の請求に対する決定		
根拠例規及び条項		多治見市個人情報保護条例(平成 8 年条例第 25 号) 第 19 条の 5 第 1 項		
所 管 部 課 名		総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市個人情報保護条例第 9 条、第 19 条の 2		
	基 準	実施機関が同条例第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反して、自己情報の利用停止の請求者の当該請求に係る情報を目的外利用又は外部提供しているとき。		
	設定年月日	平成 15 年 9 月 25 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	例第 19 条の 5 第 1 項の規定により 60 日（閉庁日を含む。）以内		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 60 日		
	設定年月日	平成 15 年 9 月 25 日	最終変更年月日	
備 考		実施機関は、条例第 19 条の 3 の規定による請求書の提出があった場合において、条例第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反することが明らかな場合は、条例第 19 条の 5 に規定する決定をするまでの間、自己情報の利用停止の請求者の当該請求に係る情報の目的外利用又は外部提供を一時停止しなければならない。		